



Sompo Japan
Nipponkoa

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、
損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に
合併して誕生した会社です。

THE



積立火災保険(個人用プラン)



うれしい満期返れい金つき!

住まいの心配ごと、確かな安心力とことん補償! THE すまいの積立保険 ですよ。

火災はもちろん、水災、風災、落雷等の自然災害から日常のトラブルまで、住まいをとりまくアクシデントに手厚い補償でお応えします。さらに、満期を迎えたときにはうれしい満期返れい金も!さまざまな角度から住まいを守る、幅広い備えがオススメです。

住まいの「もしも」に、あなたの備えは大丈夫?

その1 住まいのアクシデントはいつも突然やってきます!

ちょっとした火の不始末が住まいを全焼させることもあります…	⇒ 危険な! 火災	水道管からの水漏れも意外と多いもの…	⇒ 大変な! 水濡れ
台風等による床上浸水は決して他人事ではありません…	⇒ 心配な! 水災	お部屋の掃除中に誤ってドアや壁を壊すケースもよくあります…	⇒ ありがちな! 破損・汚損等
ご近所やお知り合いに泥棒被害にあった方はいませんか?	⇒ 不安な! 盗難		

その2 地震を原因とした損害は多岐にわたっています!

最悪の場合は住まいの建て直しが必要です…	火災等、二次災害による被害はたいへん心配です…	津波や土石流によって被る損害は甚大です…	⇒ 予測できない! 地震
----------------------	-------------------------	----------------------	----------------------------

その3 人と同じように住まいも家財も年を重ねます!

長く住み続けるためには修繕やリフォームは必須です…	お子さまの成長や独立等で改築・改装するケースがあります…	新しい家具や大型家電製品を購入したいと思いませんか?	⇒ 忘れず備えたい! 将来の蓄え
---------------------------	------------------------------	----------------------------	--------------------------------

建物を補償



家財も補償



さらに **地震保険** で

地震にも対応



満期時にうれしい!

満期返れい金 をご用意!

補償があつてよかった!

住まいの事故のお支払保険金事例

【火災】

事故事例

火の不始末で自宅が全焼した。



お支払保険金 **2,800万円**

【水災】

事故事例

集中豪雨で自宅が床上浸水した。



お支払保険金 **152.7万円**

【盗難による盗取・損傷・汚損】

事故事例

泥棒が入って窓ガラス、ドアが破損した。



お支払保険金 **91.9万円**

【漏水等による水濡れ】

事故事例

天井裏の水道管が破損し水漏れ損害が発生した。



お支払保険金 **71.1万円**

【不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)】

事故事例

物を運んでいるときにバランスを崩し、ドアに当たりドアが破損した。



お支払保険金 **26.9万円**

(損保ジャパン日本興亜の火災保険の保険金支払実績)より
(注) これらは事例であり、お支払保険金は、事故状況、契約内容によって異なります。

もくじ

大きな安心を

カンタン

上手に備える **5**ステップ

ステップ 1

★ 「THE すまいの積立保険」4つの特長を知る! …… P3

1. 自然災害をはじめワイドな補償が頼もしい!
2. いざというときの受取保険金が違う!
3. 満期時に満期返れい金が受け取れるからうれしい!
4. 充実のサービスをすべてのプランで無料付帯!
「すまいとくらのアシスタントダイヤル」

ステップ 2

🏠 プランを確認する! …… P5
補償内容と2つの契約プランを一覧で表示しています。

ステップ 3

👤 ひとまわり大きな安心をプラス! …… P7
「THE すまいの積立保険」にセットできる特約(オプション)を幅広くご用意しています。必要に応じてお選びください。

ステップ 4

🏠 地震保険は必要保険です! …… P9
災害後の暮らしをしっかりとサポート **地震保険(原則付帯)**
地震保険の補償内容や保険金のお支払いについて掲載しています。

ステップ 5

📄 契約上重要となるご注意
⚠️ **保険金をお支払いできない主な場合** …… P11
ご契約前に必ずご確認ください。

THE すまいの積立保険のあらまし …… P12
補償内容やお支払いする保険金などの概要を一覧にしています。

ご契約時にご注意いただきたいこと …… P15
ご契約時にご注意いただきたいことを掲載しています。

ご契約後にご注意いただきたいこと …… P17
ご契約後にご注意いただきたいことを掲載しています。

📞 すまいとくらのアシスタントダイヤル …… P18
身近なトラブルに、安心のサービスを無料付帯しています。

保険用語の解説

- 保険契約者/契約者** 保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約が成立すると、保険料の支払義務、通知義務等の保険契約に基づく義務を負うこととなります。また、満期返れい金を受け取る権利があります。
- 被保険者** 補償を受けられる方のことをいいます。基本的には保険契約者と同一ですが、別の方となる場合もあります。保険契約が成立すると、通知義務等の保険契約に基づく義務を負うこととなります。
- 保険の対象** 保険をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に保険金額を設定してご契約をする必要があります。たとえば建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

- 【保険金額】** 保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のことで、お支払いする保険金の限度額となります。
- 【保険金】** 保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。
- 【保険料】** 保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料のお払込みがなければ、補償されません。
- 【協定再調達価額】** 建物について、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、損保ジャパン日本興亜と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載した額をいいます。
- 【再調達価額】** 損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

- 【新価】** 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
- 【時価額】** 再調達価額による評価額から、年数の経過による減価や使用による消耗分を差し引いた額を基準とした評価額です。時価とは、保険の対象の新価から使用による消耗および経過年数などに応じた減価額を控除した額をいいます。
- 【自己負担額】** 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。
- 【告知事項】** 危険^(*)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって保険会社が契約前に告知を求めるものをいいます。たとえば、保険の対象の所在地などが該当します。
(*)危険とは、損害の発生の可能性をいいます。

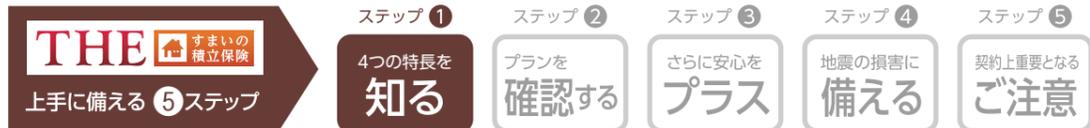
- 【通知義務】** ご契約以降に、告知事項の内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。たとえば、住居を店舗に改築した場合などが該当します。
- 【通貨等】** 通貨および小切手をいいます。
- 【敷地内】** 同一の保険契約者または被保険者によって占有されている、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地のことをいいます。(塀などの囲いの有無を問いません。)また、公道、河川等が介在している敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
- 【保険年度】** 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日(例)から1年間をいいます。





THE すまいの積立保険 4つの特長を知る!

損保ジャパン日本興亜のTHE すまいの積立保険は、住まいの事故に備える充実補償にプラスして、満期時に満期返れい金を受け取ることができる積立型の火災保険です。あなたとあなたの住まいをしっかりサポートします。



特長1 自然災害をはじめ ワイドな補償が頼もしい!

THE すまいの積立保険では、火災をはじめとするさまざまな災害から日常生活の思いもよらないリスクまで、大切な建物・家財を幅広く補償します。24時間補償で安心をご提供します。

ひとまわり大きな安心をプラス! セットできるオプション(各種特約)は P7 をご参照ください。

火災	落雷	破裂・爆発
風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突
漏水などによる水濡れ	騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	盗難による盗取・損傷・汚損
不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)	さらに補償を拡げるオプション(各種特約)	

特長2 いざというときの受取保険金が違う!

建物が古くなっても全額補償!

「評価済保険」の導入(建物のみ)

「THE すまいの積立保険」では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払します。(自己負担額は差し引かれます。)



全焼	保険金額を限度に全額補償!
半焼	保険金額を限度に損害額を補償!

ここが違う! 従来の火災保険^(※1)では、保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動等により、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがありました。「THE すまいの積立保険」では、建物に「評価済保険」を導入することでこの問題を解決しました。

「THE すまいの積立保険」の場合

評価済 ① ご契約時の評価を維持します。

「従来の火災保険^(※1)」の場合

罹災時再評価 ② 保険金お支払時に再度評価します。

受取保険金の「期待額」と「実際の額」の違いを解消しました!

「自己負担額」が選択できます!

従来の火災保険^(※1)では、損害の程度によっては損害が補償されなかったり、受取保険金が少なくなったりすることがありました。「THE すまいの積立保険」では、保険金額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を全額お支払いすることで、こうしたわかりにくさを解消しました。

「THE すまいの積立保険」の場合



自己負担額の詳細については P6 をご覧ください。

(※1) 従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。

(※2) 自己負担額の詳細につきましては、P6 をご参照ください。

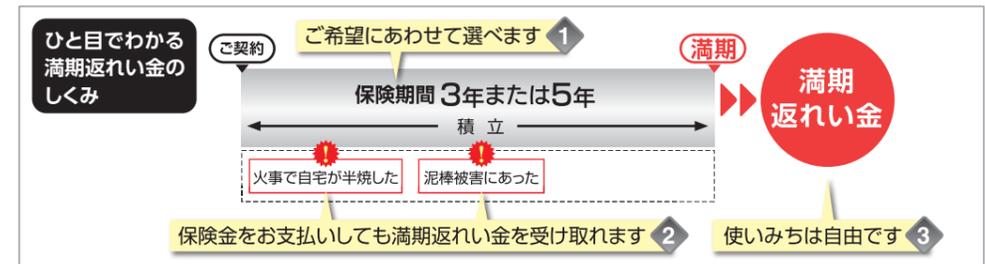
(※3) 自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

「従来の火災保険^(※1)」の場合

風災	○損害額が20万円以上の場合 ○損害額が20万円未満の場合
水災	損害の程度によって、お支払いできる保険金が3段階に分かれていました。(一部、実損払型の商品もあります。)

特長3 満期時に満期返れい金を受け取れるからうれしい!

THE すまいの積立保険は積立型の火災保険です。



1 保険期間は3年または5年。住まいの将来を見据えた選択ができます!

保険期間が満了^(※)し、保険料全額の払込みが終了しているときは、満期返れい金をお支払いします。なお、満期返れい金のお手続きにつきましては、事前に損保ジャパン日本興亜からご連絡します。

(※) 保険期間の終期までご契約が有効に存続することをいいます。以下同様とします。

(注) ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする契約者貸付制度もご用意しています。詳細は P16 をご確認ください。

2 保険金を何度お支払いしても満期返れい金が減ることはありません!

ただし、1回の事故で保険金額の100%相当額をお支払いした場合、ご契約は効力を失います。この場合、満期返れい金および契約者配当金は、お支払いしません。

3 満期返れい金の使いみちは自由です!



積立部分の保険料は、損保ジャパン日本興亜が責任をもって運用し、運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、保険期間の満了時に満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。なお、契約者配当金の額は、保険期間および払込方法等により異なります。ただし、積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。

特長4 充実のサービスをすべてのプランで無料付帯! 「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」

THE すまいの積立保険にご加入いただくと無料でご利用できます。

日常生活やお住まいのトラブル等で困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。詳細につきましては、ご契約のしおりに記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

サービスのご利用が可能な時間帯	サービス名	
24時間 365日	水まわりのトラブル応急サービス	かぎのトラブル応急サービス
	防犯機能アップ応援サービス	健康・医療相談サービス ^(※1) 介護関連相談サービス
平日 午前10時~ 午後5時 ^(※2)	住宅相談サービス(原則予約制)	法律相談サービス(原則予約制)
	税務相談サービス ^(※2)	

(※1) サービスの内容によってはご利用可能な時間帯が異なります。

(※2) 土・日・祝日、12/31~1/3を除きます。

「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」は P18 をご参照ください。



プランを確認する!

それぞれの契約プランで **建物と家財** **建物のみ** **家財のみ** が選べます。

THE すまいの積立保険
上手に備える ⑤ステップ

ステップ ①
4つの特長を
知る

ステップ ②
プランを
確認する

ステップ ③
さらに安心を
プラス

ステップ ④
地震の損害に
備える

ステップ ⑤
契約上重要となる
ご注意

「損害保険金」補償内容

補償内容 詳しくは p12 へ	火災	風災、雹災、雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)	選べる 自己負担額
<p>火災 失火やもらい火などによる火災の損害を補償します。</p> <p>落雷 落雷による損害を補償します。</p> <p>破裂・爆発 ガス漏れなどによる破裂・爆発などの損害を補償します。</p>	<p>風災、雹災、雪災 風、雹、雪などによる損害を補償します。 雨などの吹込みによって生じた損害については、建物やその開口部が風などにより直接破損した場合にかぎります。</p>	<p>水災 台風や集中豪雨による水災(床上浸水^(※)等)の損害を補償します。</p>	<p>建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など 自動車の飛び込みなどによる損害を補償します。</p> <p>漏水などによる水濡れ 給排水設備の事故や他人の戸室で生じた事故に伴う漏水などによる水濡れ損害を補償します。 給排水設備自体に生じた損害を除きます。</p> <p>騒擾・集団行動等に伴う暴力行為 集団行動等に伴う暴力・破壊行為による損害を補償します。</p> <p>盗難による盗取・損傷・汚損 盗難による盗取や損傷・汚損などの損害を補償します。</p>	<p>不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など) 誤って自宅の壁をこわした場面などの偶然な事故による損害を補償します。</p>	<p>0 1 3 5 10 万円 万円 万円 万円 万円</p> <p>下記 ⚠️ 参照</p>	
標準プラン	○	○	○	○	○	0 1 3 5 10 万円 万円 万円 万円 万円
エコノミープラン	○	○	○	○	補償されません	0 1 3 5 10 万円 万円 万円 万円 万円

(※)居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

全プラン共通で自動的にセット

「費用保険金」補償内容



地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、保険金額の5%をお支払いします。



残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。



水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損傷を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損傷は含みません。)保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。



臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。
[支払割合・限度額が選べます]



損害防止費用

火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用をお支払いします。



地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。



ひとまわり
大きな安心を
プラス!



さらに補償を拡げる
オプション
(各種特約)について

詳しくは p7 へ



THE すまいの積立
保険には原則付帯
されます。
ご希望により外すこともできます。

地震保険



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。



地震保険について

詳しくは p9 へ

「THE すまいの積立保険」で選べる保険の対象は以下のとおりです。

- 1 専用住宅(住居のみに使用される建物)・共同住宅
- 2 専用住宅・共同住宅内の家財
- 3 併用住宅(住居と事業に併用される建物)
- 4 併用住宅内の家財

専用店舗のように、事業のみに使用される建物や事業のみに使用される建物に収容されている設備・什器等は積立火災保険(事業用プラン)にご加入ください。

「× 補償されません」の場合、
次のような事故で保険金を受け取る
ことはできません。

不測かつ突発的な事故 (破損・汚損など)

事故事例
物を運んでいるときにバランスを崩し、
ドアに当たりドアが破損した。

お支払保険金
26.9万円

(損保ジャパン日本興亜の火災保険の保険金支払実績)より
(注)お支払保険金は、事故状況、契約内容によって
異なります。

自己負担額とは

上記の補償(費用保険金、各種特約、地震保険は除きます。)に対する
損害では、下記の算式によって損害保険金をお支払いします。ただし
保険金額が上限となります。

$$\text{損害額} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$$

(注)1つのご契約で、建物と家財をご契約されている場合、上記の自己
負担額は、建物と家財それぞれの損害額に対して適用されます。

⚠️ 自己負担額0円を選択した場合のご注意

自己負担額0円を選択した場合でも不測かつ突発的な
事故(破損・汚損など)の自己負担額は1万円となります。

家財を保険の対象とした場合のご注意

①お申し込みの際にご申告いただかなければ、補償されないものがあります。

貴金属、宝玉石および宝飾品ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を
超えるもの(以下「貴金属・宝玉石」といいます。)や、稿本や設計書などは、お申し込み時にご申告いただき、
保険証券に明記されなければ補償されません。またこれらのものは、明記物件といい、損害額の算出は時価額
を基準とします。

②明記し忘れた貴金属・宝飾等の取扱い

貴金属・宝飾等を保険証券に明記し忘れた場合であっても、保険期間を通じて1回の事故にかぎり、これを保険の
対象に含むものとします。この場合、損害の額が1個または1組ごとに30万円を超えるときは、その損害の額
を30万円とみなします。ただし、1回の事故につき、300万円または保険の対象である家財の保険金額のいず
れか低い額を限度とします。

③盗難の補償限度額(損害額を限度に以下のとおりお支払いします。)

■明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいず
れか低い額を限度とします。
■上記にかかわらず、通貨等、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額
を限度として、損害額をお支払いします。

事故の種類	限度額
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

保険金をお支払いできない主な場合につきましては p11 をご参照ください。



ひとまわり大きな安心をプラス!

「THE すまいの積立保険」にセットできる主な特約(オプション) 詳しくは p13 p14

THE すまいの積立保険
上手に備える 5ステップ

- ステップ 1 4つの特長を知る
- ステップ 2 プランを確認する
- ステップ 3 さらに安心をプラス
- ステップ 4 地震の損害に備える
- ステップ 5 契約上重要となるご注意

個人の方から大家さん、店舗併用住宅にお住まいの方まで、「プラスアルファ」の安心を手にしていただける特約です。いざというときのために、ぜひ追加のご加入をご検討ください。

賠償責任が心配な方へ 個人賠償責任特約



日常生活において、お客さまご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

事故事例 デパートで、陳列されている商品をうっかり壊してしまった。

- ご注意**
1. 国内外の事故にかかわらず補償します。
 2. 火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。
 3. 示談交渉サービスはありません。

ご近所付き合いを円滑にするために 類焼損害特約



お住まいからの失火で近隣の住宅や家財に延焼してしまった場合に、法律上の賠償責任がなくても、近隣の住宅や家財を補償する特約です。

事故事例 自宅建物から出火した火事が燃え広がり、近隣の住宅まで延焼してしまった。

- ご注意**
1. 煙損害または臭気付着損害を除きます。
 2. 損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。

地震火災の補償をさらに充実したい方へ 地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)



地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、建物が半焼以上、または保険の対象である家財が全焼した場合は、地震保険、「THE すまいの積立保険」の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは最大で「THE すまいの積立保険」の保険金額の100%、地震火災30プランでは最大で「THE すまいの積立保険」の保険金額の80%まで補償します。

事故事例 地震を原因とする火災で、建物が全焼してしまっ

- ご注意**
1. 地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。
 2. 詳細につきましては、10 下段の地震火災特約の説明をご確認ください。

持ち出した家財の損害などが心配な方へ 携行品損害特約



被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

事故事例 通勤途中にバッグをぶつけてしまい、破損してしまっ

自己負担額は1万円

- ご注意**
1. 国内外の事故にかかわらず補償します。
 2. 補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 3. 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。
 4. 火災保険の他、傷害保険などで、この補償と同種の特約を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。
 5. 保険の対象に家財が含まれる場合にかぎり、この特約をセットできます。

大家さんへ 家賃収入特約



他人に貸している住宅が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

事故事例 他人に貸している建物が火災による損害を受け、家賃収入が6か月間停止してしまっ

賠償責任が心配な方へ 施設賠償責任特約



建物の欠陥や業務上の過失によって生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

事故事例 賃貸用マンションの建物の壁が崩落し、駐車中の車を傷つけてしまい、法律上の損害賠償責任を負ってしまった。

- ご注意**
1. 対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業にかぎります。
 2. 示談交渉サービスはありません。

賃貸住宅にお住まいの方へ 借家人賠償責任特約



借戸室が火災等により損壊した場合、大家さんに対する法律上の損害賠償責任を補償します。

事故事例 借戸室から出火し、壁を損傷させてしまっ

- ご注意**
1. 保険の対象に建物が含まれている場合はセットできません。
 2. 示談交渉サービスはありません。

賃貸住宅にお住まいの方へ 修理費用特約



借戸室が火災等の損害を受け、大家さんとの賃貸借契約に基づき、または緊急的^(※)に負担した修理費用を補償します。

事故事例 台風により、外部から瓦が飛来し、借戸室の窓ガラスが割れ、緊急的に修理した。

(※) 借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。

- ご注意** 借家人賠償責任特約とセットでご契約いただけます。

事業を営んでいる方へ 営業用什器・備品等損害特約



保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容される、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

事故事例 火災によって、事務所で使用している什器・備品に損害が発生した。

自己負担額は1万円

- ご注意**
1. 補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 2. 盗難の場合の限度額は、14 下段【別表】を参照してください。

ご契約いただく主契約の条件などによっては、上記特約をセットできない場合もございます。なお、複数のご契約に上記特約をセットした場合、補償に重複が生じる場合がありますので、ご注意ください。各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



災害後の暮らしをしっかりサポート **地震保険(原則付帯)**

地震保険は必要保険です!

THE すまいの積立保険
上手に備える 5ステップ

- ステップ 1 4つの特長を知る
- ステップ 2 プランを確認する
- ステップ 3 さらに安心をプラス
- ステップ 4 地震の損害に備える
- ステップ 5 契約上重要となるご注意

「THE すまいの積立保険」だけでは、地震・噴火またはこれらにより発生した津波による損害は補償されません。

地震保険にご加入されていないと、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます。)損害や、火災(発生原因を問いません。)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害についても補償の対象となりません。

地震保険の保険の対象

保険の対象となるのは、以下の建物と家財です。

建物 住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。ただし、建物に損害がなく、門、塀、垣のみに損害があった場合は、保険金のお支払いの対象とはなりません。		家財 居住用建物に収容されている家財一式。ただし、以下の保険の対象に含まれないものを除きます。	
--	--	---	--

保険の対象に含まれないもの 家財であっても以下のものは保険の対象に含まれません。(「THE すまいの積立保険」で保険の対象に含める場合であっても、地震保険では保険の対象に含まれません。)

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
- 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(明記物件)
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの(明記物件)

地震保険の保険金額の設定

保険金額の設定:地震保険が付帯される主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で設定します。

保険金額の限度額:保険の対象ごとに以下のとおりです。

地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円 ^(※)
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

(※)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用にあたっては、**所定の確認資料のご提出が必要です。**

なお、以下の複数の割引が適用できる場合でも、いずれか1つの割引のみの適用となります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

割引の種類	割引の適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合	10%・30%・50%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%

地震保険のお申し込み

地震保険だけではご契約できません。「THE すまいの積立保険」に付帯して地震保険をお申し込みください。また、地震保険は原則付帯ですが、地震保険に加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険非付帯確認欄」にご署名またはご捺印ください。

(注) 保険期間の途中から地震保険にご加入することもできます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

警戒宣言発令後の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

地震保険料控除について

お支払いいただいた地震保険料(※)が、一定額を限度としてその年の保険契約者の課税所得から控除されます。(平成26年5月現在)

(※)地震保険の保険期間を1年超でご加入いただいた場合で、地震保険料を一括でお払い込みいただいたときは、お払い込みいただいた地震保険料を地震保険の保険期間年数で割った金額が各年の地震保険料となります。

(注)地震保険とあわせて地震火災特約をご契約いただいた場合は、地震保険と地震火災特約の保険料の合計額が、地震保険料控除の対象となります。

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震保険料の全額(最高50,000円)	地震保険料の1/2(最高25,000円)

地震保険の補償内容

地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象である建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払例



地震保険金のお支払いについて

地震保険は、通常の火災保険とは異なり、実際の損害額を保険金としてお支払いするものではありません。損害の程度によって「全損」「半損」「一部損」の認定を行い、それぞれ地震保険金額の100%・50%・5%を定額でお支払いします。損害の程度が「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。なお、保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度を確認します。

	損害の程度		お支払いする保険金
	建物	家財	
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 50%以上 焼失・流失した部分の床面積が	家財の損害額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
	建物の延床面積が 70%以上		
半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 20%以上50%未満 焼失・流失した部分の床面積が	家財の損害額が 家財全体の時価額の 30%以上80%未満	地震保険金額の 50% (時価額の50%が限度)
	建物の延床面積が 20%以上70%未満		
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 全損・半損に至らない建物が	家財の損害額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)
	床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水		

(注1) お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減されることがあります。(平成26年5月現在)

(注2) 72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

損害認定に関する注意点 損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払い対象となりません。	損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点 損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。	主契約火災保険に関する注意点 地震保険金が支払われる場合、主契約の「THE すまいの積立保険」では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(残存物取片づけ費用など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)
損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点 損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。		

保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは p11 へ

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害
- 保険の対象の紛失・盗難の場合 など

地震火災特約(地震火災30プラン・地震火災50プラン)

この特約をセットすることで、地震等による火災で、建物が半焼以上、または保険の対象の家財が全焼した場合は、地震保険、「THE すまいの積立保険」の地震火災費用とあわせて、地震火災50プランでは最大で「THE すまいの積立保険」の保険金額の100%、地震火災30プランでは最大で「THE すまいの積立保険」の保険金額の80%まで補償します。ただし、地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合は、地震火災特約のお支払いの対象外となりますので、ご注意ください。

(注1) 地震保険を限度額までご契約の場合のみお選びいただけます。

(注2) エコノミープランのご契約の場合、この特約はセットできません。

地震等による火災の補償をさらに充実!

地震等による火災	
地震火災特約をセットしない場合(地震保険のみ) 地震保険 最大で「THE すまいの積立保険」の保険金額の 50%補償	地震火災費用 「THE すまいの積立保険」の保険金額の 5%補償
地震火災30プラン 地震火災30プラン 地震等による火災 最大80%補償	「THE すまいの積立保険」の保険金額の 30%補償
地震火災50プラン 地震火災50プラン 地震等による火災 最大100%補償	「THE すまいの積立保険」の保険金額の 50%補償

契約上重要となるご注意

保険金をお支払いできない主な場合

⚠️ ご注意! 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

THE すまいの積立保険

1 次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者(※1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(※2)またはその者(※2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- ④ 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ⑤ 保険の対象である家財が保険証券記載の建物(保険の対象である家財を収容している付属建物を含みます。)外および屋外設備・装置外にある間に生じた事故
- ⑥ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑦ ^{※12} 1.損害保険金の①から⑥までの事故または^{※13} 2.費用保険金の①地震火災費用保険金の事故の際における保険の対象の盗難

2 次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用(※3)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、次の②に該当する場合、地震火災費用保険金(※13) 2.費用保険金の①)をお支払いできることがあります。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※4)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 津波による損害を補償することができます。詳細につきましては、^{※9}、^{※10} 地震保険をご参照ください。
- ④ 核燃料物質(※5)もしくは核燃料物質(※5)によって汚染された物(※6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

3 発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑯までのいずれかに該当する損害に対しては、不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)(^{※12} 1.損害保険金の⑨)による損害保険金をお支払いできません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工・修理等の作業(保険の対象が建物の場合は建築・増改築等を含みます。)中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ④ 保険の対象の電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故が不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
- ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下・隆起・移動等に起因する損害
- ⑦ 保険の対象のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きを含みます。)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑧ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害
- ⑨ 楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- ⑩ 楽器の音色または音質の変化
- ⑪ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害
- ⑫ 携帯電話・スマートフォン(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑬ ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑭ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
- ⑮ 動物または植物について生じた損害
- ⑯ 自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害
- ⑰ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
- ⑱ 保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を原因とする事故による損害を除きます。

地震保険

4 次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者(※1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(※2)またはその者(※2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険の対象の紛失または盗難
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※4)
- ⑤ 核燃料物質(※5)もしくは核燃料物質(※5)によって汚染された物(※6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ 地震が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害

(※1) 保険契約者、被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※2) その者(被保険者でない保険金を受け取るべき者) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※3) ①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用①から⑥までの事由によって発生した^{※12} 1.損害保険金の①から⑨、^{※13} 2.費用保険金の①から④に掲げる事故が延焼または拡大

して生じた損害または費用をいいます。また、発生原因がいかなる場合でも^{※12} 1.損害保険金の①から⑨、^{※13} 2.費用保険金の①から④に掲げる事故が①から⑥までの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

(※4) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※5) 核燃料物質 使用済燃料を含みます。
(※6) 核燃料物質(※5)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

THE すまいの積立保険
上手に備える ⑤ステップ

ステップ ①
4つの特長を知る

ステップ ②
プランを確認する

ステップ ③
さらに安心をプラス

ステップ ④
地震の損害に備える

ステップ ⑤
契約上重要となる
ご注意

THE すまいの積立保険のあらし

1. 損害保険金

事故の区分(損害保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする損害保険金の額						
① 火災、落雷、破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	【建物】 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 損害額(※) - 自己負担額 = 損害保険金 </div> (※) 損害額は、協定再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度) 建物のみが保険の対象である場合は、⑧の通貨等・預貯金証書等の盗難は補償されません。 【家財(※8)】 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 損害額(※) - 自己負担額 = 損害保険金 </div> (※) 損害額は、再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。 上記にかかわらず、通貨等・預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに、下表の金額を限度として、損害額をお支払いします。 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額	通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
事故の種類	限度額							
通貨等、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円							
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額							
② 風災(※1)、雹災、雪災(※2)	風災(※1)、雹災または雪災(※2)によって保険の対象が損害(※3)を受けた場合							
③ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合(津波による浸水等は補償されません。) (ア) 建物が保険の対象である場合は協定再調達価額の、家財が保険の対象である場合は再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水(※4)を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合							
④ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害を除きます。							
⑤ 漏水などによる水濡れ	次の(ア)もしくは(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水濡れによって保険の対象が損害を受けた場合。ただし、②の風災、雹災、雪災もしくは③の水災の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (ア) 給排水設備に生じた事故 (イ) 被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故							
⑥ 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動(※5)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合							
⑦ 盗難による盗取・損傷・汚損	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用(以下「回収に要した費用」といいます。)は損害額(※6)に含まれます。							
⑧ 通貨等、預貯金証書等の盗難	家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(小切手以外の有価証券およびその他これらに類する物を除きます。)の盗難。ただし、小切手の盗難による損害については、次の(ア)および(イ)に掲げる事実があったこと、預貯金証書の盗難による損害については、次の(ウ)および(エ)に掲げる事実があったこと、乗車券等の盗難については次の(オ)に掲げる事実があったことを条件とします。盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額(※6)に含まれます。 (ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに小切手の振出人(※7)および支払金融機関あてに被害の届出をしたこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 (ウ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。 (エ) 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。 (オ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと。							
⑨ 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など) * 標準プランの場合のみ補償します。	不測かつ突発的な事故(①から⑧までの事故については、損害保険金の支払の有無にかかわらず、除きます。)によって、保険の対象が損害を受けた場合。ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊の損害を除きます。(※11) 保険金をお支払いできない主な場合の⑯もご参照ください。							

(※1) 風災 台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮を除きます。

(※2) 雪災 豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。

(※3) 風災、雹災、または雪災による損害 雨、雪、雹または砂塵の吹き込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災(※1)、雹災または雪災(※2)によって直接破損したために生じた場合にかぎります。

(※4) 床上浸水 居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のもの)をいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。

(※5) 騒擾およびこれに類似の集団行動 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたる平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動(※9)に至らないものをいいます。

(※6) 損害額 次の額を限度とします。
①建物については協定再調達価額

②明記物件以外の家財については再調達価額

③明記物件については時価額

(※7) 小切手の振出人 被保険者が振出人である場合を除きます。

(※8) 家財 家財に動物が含まれている場合のその動物の損害については、その動物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡したときのみ保険金をお支払いします。また、家財に鑑賞用植物が含まれている場合のその鑑賞用植物の損害については、その鑑賞用植物を収容する保険証券記載の建物または付属建物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死(その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。)したときのみ保険金をお支払いします。

(※9) 暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

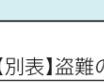
THE すまいの積立保険のあらまし(続き)

2.費用保険金

費用の区分(費用保険金)	保険金をお支払いする場合	お支払いする費用保険金の額
 <p>①地震火災費用保険金</p>	<p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が以下の(ア)または(イ)のいずれかに該当する場合。(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が家財であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、塀または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。</p> <p>(ア) 保険の対象が建物である場合は、その建物が半焼以上となったとき(※1)。 (イ) 保険の対象が家財である場合は、その家財を収容する建物(共同住宅である場合は、その家財を収容する戸室)が半焼以上となったとき(※1)、またはその家財が全焼となったとき(※2)。</p> <p>(※1) 建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。 (※2) 家財が全焼となったとき 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には明記物件は含みません。</p>	<p>保険金額×5%</p>
 <p>②残存物取片づけ費用保険金</p>	<p>⑫1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金がお支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物の取片づけに必要な費用が発生した場合</p>	<p>実費(損害保険金×10%限度)</p>
 <p>③水道管修理費用保険金</p> <p>* 保険の対象が家財のみの場合は補償されません。</p>	<p>保険の対象が建物の場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊(※)を受け、これを修理した場合。ただし、区分所有建物の共用部分の専用水道管にかかわる修理費用に対しては、水道管修理費用保険金はお支払いしません。 (※) パッキングのみに生じた損壊を除きます。</p>	<p>実費(1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。)</p>
 <p>④臨時費用保険金</p>	<p>⑫1.損害保険金の①から⑨までの損害保険金がお支払われる場合</p>	<p>損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。</p>
 <p>損害防止費用</p>	<p>保険契約者または被保険者が火災、落雷、破裂または爆発による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用(※)を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用はお支払いしません。 (※) たとえば、保険の対象に火災が発生した際の以下の費用が該当します。 ・消火活動に使用した消火器の再取得費用 ・消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ・消火活動に従事した方の着用物の修理費用または再取得費用 など ただし、消火活動に伴う人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。</p>	<p>実費(保険金額限度)</p>

3.特約 セットした特約に応じて以下のとおり保険金をお支払いします。

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
 <p>携行品損害特約</p>	<p>日本国内外において、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合</p>	<p>損害額-1万円(自己負担額) (注1) 保険年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 (注2) 盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含まれます。ただし、盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。 (注3) 保険の対象が生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の場合は、損害額の上限を5万円とします。</p>
 <p>家賃収入特約</p>	<p>補償対象となる事故(⑫1.損害保険金の①から⑨までのうち、補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合</p>	<p>復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)</p>

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする特約保険金の額
 <p>個人賠償責任特約</p>	<p>日本国内外において発生した以下のいずれかの場合(職務遂行に起因する場合等を除きます。) ●被保険者(※1)が日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者(※1)の居住の用に供される住宅(別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。)または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (※1) 被保険者とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する方をいいます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者(※2) ③記名被保険者またはその配偶者(※2)の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者(※2)の別居の未婚の子 ⑤②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、記名被保険者が未成年の場合であって、記名被保険者に関する事故にかぎりません。 (※2) 配偶者 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。 (注) 損害賠償に関する示談交渉サービスはありません。</p>	<p>損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)</p>
 <p>借家人賠償責任特約</p> <p>* 保険の対象に建物が含まれている場合はセットできません。</p>	<p>借戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発、給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水または溢水による水濡れ、盗難の事故により損壊した場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 * 損害賠償に関する示談交渉サービスはありません。</p>	<p>損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)</p>
 <p>修理費用特約</p> <p>* 借家人賠償責任特約とセットでご契約いただけます。</p>	<p>⑫1.損害保険金の①、②、④、⑤、⑥、盗難および借戸室の専用水道管の凍結による損壊(※1)の事故により、借戸室に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づき、または緊急的(※2)に自己の費用で現実これを修理した場合(ただし、借家人賠償保険金をお支払いする場合、壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部および居住者共用部の修理費用を除きます。) (※1) パッキングのみに生じた損壊を除きます。 (※2) 借戸室での居住が困難な状態から復旧するために、応急修理が求められる状況をいいます。</p>	<p>実費 (1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。ただし、借戸室の専用水道管の凍結による損壊の事故の場合は、10万円を限度とします。)</p>
 <p>類焼損害特約</p>	<p>保険の対象の建物もしくはその収容家財または、保険の対象の家財もしくはそれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅・家財が損害を受けた場合。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。</p>	<p>近隣の住宅・家財の再調達価額を基準として算出した損害額。ただし、損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、その保険金の額を差し引いて算出します。 (保険年度ごとに1億円を限度とします。)</p>
 <p>施設賠償責任特約</p>	<p>日本国内において発生した以下のいずれかの場合 ●被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設(昇降機を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ●被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 (注) 損害賠償に関する示談交渉サービスはありません。</p>	<p>損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用など(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。)</p>
 <p>営業用什器・備品等損害特約</p>	<p>保険証券記載の建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)に収容されている、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合</p>	<p>損害額-1万円(自己負担額) (保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。盗難の場合の限度額は、下段【別表】を参照してください。)</p>
 <p>地震火災30プラン</p>	<p>地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災により、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合または保険の対象である家財が全焼となった場合(地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。)</p>	<p>保険金額×25% (地震火災費用保険金と合算で、保険金額×30%をお支払いします。)</p>
 <p>地震火災50プラン</p>		<p>保険金額×45% (地震火災費用保険金と合算で、保険金額×50%をお支払いします。)</p>

【別表】盗難の場合の補償限度額

- 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。
 - (1)にかかわらず、業務用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき、20万円または保険金額の、いずれか低い額を限度として、損害の額をお支払いします。
- (注) 盗難によって生じた損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害額に含まれます。ただし盗取された保険の対象が明記物件以外の場合は再調達価額を、明記物件の場合は時価額を限度とします。

「ご契約時」にご注意いただきたいこと

保険料について

保険料をお払いいただきますと、団体扱特約等特定の特約をセットした場合を除き、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

クーリングオフ(ご契約のお申し込みの撤回等)について

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフといいます。)を行うことができます。ご契約をお申し込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえ、お申し込みください。なお、次のご契約はクーリングオフができませんのでご注意ください。

クーリングオフができない契約

(例) 1. 営業または事業のためのご契約	3. 質権が設定されたご契約
2. 法人また社団・財団等が締結したご契約	4. 保険金請求権または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

保険の対象について

保険の対象について、お客さまが事故に備えたいものと一致しているかご確認ください。貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものや、稿本や設計書など(明記物件といえます。))は、お申し込み時にご申告いただき、保険証券に明記しなければ補償されません。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の用途について

「THE すまいの積立保険」でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅(※1)、併用住宅(※1)(※2)です。**住居部分のない専用店舗はご契約になれません。**

(※1) 共同住宅を含みます。
共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
(※2) 併用住宅とは、住居と住居以外の用途(事業)に併用される建物をいいます。



保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。保険契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。保険契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に保険契約申込書に記載する必要があります。



保険の対象となる建物(または家財を収容する建物)の構造について

THE すまいの積立保険の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M 構造	T 構造	H 構造
1. 下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅 (a) コンクリート造建物 (b) コンクリートブロック造建物 (c) れんが造建物 (d) 石造建物 2. 耐火建築物の共同住宅	1. 下記の(a)～(e)のいずれかに該当する建物 (a) コンクリート造建物 (b) コンクリートブロック造建物 (c) れんが造建物 (d) 石造建物 (e) 鉄骨造建物 2. 耐火建築物 3. 準耐火建築物 4. 省令準耐火建物	M構造およびT構造に該当しない建物

⚠ 以下の1. または2. の条件に合致する場合は、ご注意ください。

- 木造構造であっても以下の①～③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。(共同住宅で①耐火建築物の場合はM構造となります。)
 ①耐火建築物 ②準耐火建築物 ③省令準耐火建物 **左記に該当する場合は、所定の確認が必要となります。**
- H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認が必要となります。

保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定につきましては、それぞれ以下の方法によって算出します。

1. 建物の保険金額	2. 家財の保険金額	3. 明記物件の保険金額
<p>保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、評価額の10%未満の額を保険金額とすることはできません。</p>	<p>保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした新価で評価を行います。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。</p>	<p>明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価を基準に算出します。</p>

⚠ (注1) 1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなる場合がありますので、ご注意ください。
(注2) 保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。

団体扱・集団扱の場合

団体扱契約・集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者(保険の対象の所有者)がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

	団体扱特約をセットできる場合	集団扱特約をセットできる場合
保険契約者	団体に勤務し毎月給与の支払いを受けている方(※)	集団およびその構成員 (集団およびその構成員の役員また従業員を含みます。)
被保険者 (保険の対象の所有者)	①保険契約者、②その配偶者、③保険契約者またはその配偶者の同居の親族、④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族、⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族(ただし、①から④までに掲げる方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎります。) なお、集団扱の場合は、集団およびその構成員の役員・従業員も被保険者としてすることができます。	

(※) 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方も対象となる場合があります。
 (注) 集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件ご確認のお願いをしています。

満期返れい金および契約者配当金について

- 保険期間が満了し、保険料全額の払込みが終了しているときは、保険証券に記載された満期返れい金を保険期間の満了日の翌営業日に保険契約者にお支払いします。ただし、所定の期日までにお手続きが完了しなかった場合は、保険期間の満了日またはお手続きの完了日のいずれか遅い日の翌日から20日以内に保険契約者にお支払いします。なお、満期返れい金の手続きにつきましては、事前に損保ジャパン日本興亜からご連絡します。
- 積立部分の保険料は、損保ジャパン日本興亜が責任をもって運用し、運用利回りが予定の利回りを超えた場合は、保険期間の満了時に満期返れい金にプラスして契約者配当金をお支払いします。なお、契約者配当金の額は、保険期間および払込方法等により異なります。
- 積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません。

保険金をお支払いした後の保険金額、満期返れい金の取扱いについて

保険金は、何回お支払いしても、保険の対象に対する保険金額が減ることはありません。ただし、1回の事故による損害について、保険金額の100%に相当する保険金をお支払いした場合は、その原因となる事故が発生した時点で契約は効力を失います。この場合、満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。
 (注) 保険の対象が複数のご契約で、一部の対象に対して保険金額の100%に相当する保険金をお支払いした場合は、ご契約の合計保険金額に対するその保険金額の割合につき、満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。

解約返れい金について

満期前にご契約を解約される場合は、保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、また、保険料の全額が払い込まれているときは、経過年月数により計算した額を解約返れい金としてお支払いします。解約返れい金の額は、ご契約内容および解約時期により異なり、多くの場合、払い込まれた保険料を下回ります。解約返れい金の額等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険料の自動振替(振替貸付)について

- 保険料が払込猶予期間の満了日(※)までに払い込まれない場合であらかじめ反対のお申し出がないときは、払い込み済みの保険料の一定の範囲内で未払込保険料相当分を自動的に保険契約者に貸し付け、保険料の払い込みに充当します。(保険料の振替貸付といいます。)貸付金に対して利息が別途加算されます。
- 満期時もしくは解約時等に貸付金の残高がある場合、満期返れい金等と相殺します。
- 貸付金が一定額の範囲を超える場合は、ご契約の効力を失います。
 (※) 払込期日の属する月の翌月末日をいいます。
 (注) 「保険料の振替貸付の不適用に関する特約」をセットする場合は、本項目の内容にかかわらず、保険料の自動振替は行われません。

契約者貸付制度について

ご契約は有効なまま、5万円以上をご用立てする貸付制度があります。なお、ご用立てできる金額は、損保ジャパン日本興亜の定める範囲内となります。また、質権等が設定されたご契約および原則として保険期間の初日から2か月以内または満期直前5か月以内のご契約につきましては、ご用立てできません。
 (注) 満期返れい金、解約返れい金等をお支払いする場合において、契約者貸付による貸付金があるときは、返れい金等の額を貸付金の元本と利息の合計額の返済に充当した後、残額をお支払いします。

THE すまいの積立保険
上手に備える ⑤ステップ

ステップ① 4つの特長を知る
ステップ② プランを確認する
ステップ③ さらに安心をプラス
ステップ④ 地震の損害に備える
ステップ⑤ 契約上重要となる
ご注意ください

ご契約後

にご注意いただきたいこと

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。特に、以下の①から⑨までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

① 建物の構造用途の変更	② 保険の対象の移転	③ 住居部分がなくなった
④ 建物の建築年月 地震保険の建築年割引を適用された場合	⑤ 建物内の職作業 作業規模の変更	⑥ 面積の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑦ 施設または設備、業務遂行名称の変更(施設賠償責任特約をセットする場合) ⑧ 割増引の変更(地震保険の割引等を適用された場合) ⑨ 増築・改築・一部取りこわしまたは補償対象外の事故による一部滅失に伴う建物の価額の増加または減少
⑩ 保険の対象の譲渡	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
⑪ 保険契約者の住所・通知先変更	保険証券記載の保険契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等により保険契約者の氏名を変更された場合もご連絡ください。	
⑫ 上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

【ご通知いただいた後のご契約の取扱い】
上記のご連絡をいただく場合において、以下のア、またはイ、のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。
ア、住居部分がなくなったとき イ、日本国外に保険の対象が移転したとき

事故が起こった場合
事故が起こった場合、遅滞なく損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。賠償事故等に関わる示談につきましては、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談の上、交渉をおすすめください。ご連絡先はパンフレット裏面をご確認ください。

重大事由による解除等について
保険金を支払わせる目的で損害または費用を生じさせた場合や保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

引受保険会社が破綻した場合は
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。積立火災保険(地震保険を除きます。)につきましては、保険契約者が「個人」「小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)」または「マンション管理組合」である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約につきましては、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・満期返れい金および解約返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。また、経営破綻時以降、ご契約に適用される積立部分の予定利率等が変更される可能性があり、その場合は満期返れい金および解約返れい金等が上記補償割合を下回ることになります。地震保険につきましては、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金の全額が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、今後の法改正等によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。(平成26年5月現在)

保険証券について
保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約締結日より1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。ただし、保険料を満期返れい金から充当する更改契約の保険証券につきましては、1か月を超える場合がありますのでご注意ください(保険証券は、保険期間の初日以降に送付します。)。また、保険証券に添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル

日常生活やお住まいのトラブルに、安心のサービスをご用意!
提携会社による以下のサービスをご利用いただけます。

すまいとくらしのアシスタントダイヤル **0120-620-119**
(注)ご利用時には、お客さまのお名前と証券番号をお知らせください。

サービス一覧

- 水まわりのトラブル 応急サービス
- かぎのトラブル 応急サービス
- 防犯機能アップ 応援サービス
- 健康・医療相談 サービス
- 介護関連相談 サービス
- 住宅相談サービス (原則予約制)
- 法律相談サービス (原則予約制)
- 税務相談サービス (原則予約制)

サービス名	概要	サービスのご利用が可能な時間帯
水まわりのトラブル 応急サービス	居住建物内(専有・占有部分)の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置を無料で行います。	24時間 365日
かぎのトラブル 応急サービス	居住建物内(専有・占有部分 ^(*))の玄関かぎ紛失時など、一般的な住宅かぎの開錠・破錠を無料で行います。 (※)専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。	
防犯機能アップ 応援サービス	すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠や、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。	
住宅相談サービス (原則予約制)	すまいの維持管理やリフォームなど、すまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。	平日 午前10時～午後5時 (注)土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。
法律相談サービス (原則予約制)	さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。 * 弁護士に正式に委託される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	
税務相談サービス (原則予約制)	さまざまな税務のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。 * 税理士に正式に依頼される場合の費用は、お客さまのご負担となります。	24時間 365日 (※)メンタルヘルス相談サービスの利用時間は以下のとおりとなります。 平日:午前9時半～午後7時 土曜:午前11時～午後6時 (日曜・祝日、12/29～1/4は除きます。)
健康・医療相談 サービス	次のような健康・医療に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。 ●カウンセラー(保健師、看護師など)による日常生活での健康相談 ●医師による医療相談 ●臨床心理士によるメンタルヘルスの相談 ^(*) ●医療機関情報などの提供	
介護関連相談 サービス	介護に関するさまざまなご相談に対して、電話でお応えします。実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをします。	

サービスご利用にあたっての注意事項

- 水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用(出張料および作業料)が無料です。ただし、本修理や交換部品代など応急処置を超える修理費用はお客さま負担(有料)となります。
- サービスの対象は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物のうち、被保険者が専有・占有する居住部分にかぎります。
- 屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- 住宅建物内のかぎ(住宅用金庫のかぎなど)の開錠は、サービスの対象外となります。
- 上記サービスは、平成26年7月時点のものです。地域によってはご利用できない場合やサービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承ください。
- 詳細につきましては、ご契約のしおりに記載の「すまいとくらしのアシスタントダイヤル」サービス利用規約をご参照ください。

THE すまいの積立保険 **のサポート体制**

ご契約から事故対応のアドバイスまで、
損保ジャパン日本興亜がトータルにサポートします。

万一、事故にあわれたら

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】

0120-727-110

**24時間
365日対応**

●おかけ間違いにご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

損保ジャパン日本興亜公式サイト「よくあるご質問」

お客さまよりいただいた「よくあるご質問」と損保ジャパン日本興亜からの回答を、インターネットでご覧いただけます。



<http://www.sjnk.co.jp/>

損保ジャパン日本興亜

検索

●ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。

商品についてのお問い合わせは下記カスタマーセンターにご連絡ください。 ●おかけ間違いにご注意ください。

【カスタマーセンター】0120-888-089

【受付時間】 平日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

お客さま向けインターネットサービス



損保ジャパン日本興亜 マイページ

検索

<http://www.sjnk.co.jp/mypage/>

こんな便利な機能が使えます。

- 契約内容・代理店の連絡先のご照会
- 住所・電話番号のご変更手続き
- お取引のある代理店への保険相談

(注) マイページは、個人のお客さま専用サービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合もあります。詳しくは損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイトをご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

通話料
有料

PHS・IP電話からは
03-4332-5241をご利用ください。

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

取扱代理店 について

取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

個人情報の 取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜の公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

- 「THE すまいの積立保険」は、「積立火災保険（個人用プラン）」のペットネームです。
- このパンフレットは積立火災保険「THE すまいの積立保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 更改いただく場合のご注意
この積立火災保険は、ご契約いただいでおりました他の積立型火災保険（積立火災総合保険、長期総合保険等）とは異なる点があります。また、同じ積立火災保険間の更改でも、特約の一部は、現在はセットできない（補償されない）ものがあります。ご契約の際には、ご契約内容・補償内容等を十分ご確認ください。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 本保険契約には、積立火災保険普通保険約款（個人用）および「積立型基本特約」が適用されます。
- 同種の危険を補償する満期返れい金のない保険もあります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご確認ください。
- ご契約の際には、ご家族にも契約内容をお知らせください。また、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこのパンフレットに記載されている内容をお伝えください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL.03-3349-3111
〈公式ウェブサイト〉<http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先